

補助金交付

旧知念村地域に
移住した方へ

令和4年4月1日に南城市の旧知念村地域が一部過疎として指定されたことから、当該地域における若者世代の移住・定住の促進と地域コミュニティの担い手不足を解消するため、予算の範囲内において、当該地域に移住するための費用の一部を補助します。

（※移住…1年以上知念地域外に居住していた者が知念地域内に住民票を移し、かつ定住することをいう。但し、直近において知念地域内の賃貸物件に居住していた者が知念地域内に住居を新築、増改築、購入して住民票を異動することを含む）

補助対象者

- （1） 申請日において、満40歳に到達して最初の3月31日までの間にある方。ただし、満18歳に到達して最初の3月31日までの間にある子どもと生計を一にし、同居している世帯として、市が認めた場合はこの限りでない。
- （2） 転入及び異動を行った日から1年以内であること。
- （3） 知念地域に定住する意思があること。
- （4） 当該世帯の世帯主が居住する行政区域の自治会に加入していること。
- （5） 当該世帯の構成員の全員が、マイナンバーカードを取得していること。
- （6） 当該世帯の構成員の全員（納税義務者）が、納期限が到来している市税を完納していること。
- （7） 当該世帯の構成員の全員が、この告示に基づく補助金を受給していないこと。
- （8） 当該世帯の構成員の全員が、他の公的制度による移住・引越し・家賃補助等を受けていないこと。
- （9） 当該世帯の構成員の全員が、暴力団員及び関係者でないこと。
- （10） 本補助金の効果測定に資する調査等へ協力すること。

支給額の上限は以下のとおりです。

区分		補助額
1. 新築、改築、購入費用		50万円
2. 引越費用（定額） （※1.の費用がない場合）	（1）県外	10万円
	（2）県内	5万円

補助対象経費

※この補助金は一時所得にあたるため課税対象です。確定申告等が必要になる場合があります。

詳細はQRコードからご確認ください。



南城市役所企画部 まちづくり推進課
TEL 098-917-5394
E-mail: machi@city.nanjo.okinawa.jp